

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷 義幸

#### 提案理由

次の理由により、改正するものであります。

- (1) 秦野市行財政調査会が担任する事項として、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の基幹計画の進行管理及び評価を加えるとともに、その委員定数を増やすこと。
- (2) 市立の教育・保育施設が公私連携施設等に移行される場合において、その運営法人を選定する「秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会」を設置すること。
- (3) 秦野市水道審議会と秦野市下水道審議会とを統合すること。

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は規程」の次に「（地方公営企業に係る附属機関にあつては、企業管理規程。別表備考において同じ。）」を加える。

別表中「委員数」を「委員の定数」に、

「

市長	秦野市水道審議会	水道事業の能率的で健全な運営の確保に関すること。	15名以内
----	----------	--------------------------	-------

を

」

「

市長	秦野市上下水道審議会	上下水道事業の能率的で健全な運営の確保に関すること。	15名以内。ほかに個別事項に関する調査検討事項又は諮問事項について審議を行う臨時委員若干名
----	------------	----------------------------	---

に、

」

「

同	秦野市下水道審議会	下水道事業の合理的で適正な運営に関すること。	15名以内。ほかに個別事項に関する調査検討事項又は諮問事項について審議を行う臨時委員若干名
同	秦野市行財政調査会	行財政制度及び行財政運営の改善に関すること。	10名以内。ほかに個別事項に関する調査検討事項又は諮問事項について審議を行う臨時委員若干名

を

」

同	秦野市行財政調査会	基幹計画の進行管理及び評価並びに行財政経営及び制度の最適化に関すること。	15名以内。ほかに個別事項に関する調査検討事項又は諮問事項について審議を行う臨時委員若干名
---	-----------	--------------------------------------	---

改め、同表に次のように加える。

市長、 教育委員会	秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会	教育・保育施設の設置及び運営を行う法人の選定に関すること。	10名以内
--------------	---------------------	-------------------------------	-------

別表備考中「執行機関の規則」の次に「又は規程」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号を次のように改める。

(10) 秦野市上下水道審議会の委員(臨時委員を含む。)

第1条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第76号までを1号ずつ繰り上げ、第77号の前に次の1号を加える。

(76) 秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会の委員

別表第1 秦野市水道審議会の委員の項を次のように改める。

秦野市上下水道審議会の委員(臨時委員を含む。)	同 7,800円
-------------------------	----------

別表第1 秦野市下水道審議会の委員(臨時委員を含む。)の項を削り、同表に次のように加える。

秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会の委員	同 7,800円
------------------------	----------